

1. 件名：島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（2号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年11月24日（木） 17時10分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、雨夜上席安全審査官、藤川安全審査官

長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

日高主任技術研究調査官、鈴木技術参与

中国電力株式会社

島根原子力発電所 保修部課長（保修技術） 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本ヒアリングについては、中国電力株式会社から対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

・島根原子力発電所2号炉 高経年化技術評価（30年目）の補正概要

・島根原子力発電所2号炉 高経年化技術評価について※

※参考資料として、第23回原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合の資料2-1を使用

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁のフジカワですそれでは島根原子力発電所 2 号炉高経 年化技術評価に関するヒアリングを開始します。
0:00:08	中国電力さん説明の方をよろしくお願いいたします。
0:00:12	はい。中国電力の盛田です。
0:00:15	島根 2 号機の 30 年目のAppM評価につきましては、
0:00:21	およそ 4 年前に申請させていただきました、
0:00:26	至近の審査会合が、およそ 1 年前で、1 年間があいておりますけど、
0:00:34	新規制基準対応の本体側の設工認の方で、
0:00:39	いろいろ耐震設計だとか、その辺の内容が固まって、その内容を補正し て、審査を再開ということで、中断した状態が続いておりましたけども、
0:00:52	このたび、
0:00:53	再補正の内容が、おおよそ、明らかになって、
0:01:01	次期も
0:01:02	見えてきましたので、
0:01:04	現在考えております補正の工程。
0:01:08	と、PLM側の補正の概要について、まずはご説明させて
0:01:24	はい、では島根 242 号炉の高経年化技術評価の補正概要についてご 説明します。私中国電力の神原です。よろしくお願いいたします。
0:01:34	資料に沿ってご説明させていただきます。
0:01:37	1 ページ目、ご覧ください。こちら目次ですけれども、大きく二つの項目 についてご説明させていただきます。一つ目が、高経年化技術評価の 補正概要について、
0:01:48	二つ目が、当耐震安全性評価に係る評価の概要及び特徴についてご 説明させていただきます。
0:01:56	ページめくっていただいて、2 ページ目です。
0:01:59	補正概要について、こちらのシートでご説明いたします。
0:02:04	一つ目の矢羽根ですけれども、平成 30 年 2 月 7 日に申請済みの高経 年化技術評価については、平成 25 年 12 月に先生申請した。
0:02:16	工事計画認可申請の内容を踏まえた評価を実施しております。
0:02:21	二つ目と第 16 回審査会合平成 31 年 2 月 2 日において、
0:02:27	工認、初回申請内容に追加が発生した際には、追加内容を踏まえて、 郷経年化技術評価に反映が必要な事項を抽出し、速やかに追加評価 を実施することとしており、
0:02:40	この度、設計及び工事計画認可申請の後設工認も読みますが、の補正 内容が明確な明確となってきたことから、
0:02:49	これまでの適合性審査状況を踏まえた高経年化技術評価の補正概要 をご説明いたします。
0:02:58	下に工程のイメージを示しております。
0:03:01	上段が高経年高経年化対策に関わる保安規定の審査、
0:03:07	こちらね、下段が新規制基準適合性に係る審査の、

0:03:12	工程を記載しております。
0:03:14	瀬瀬町檀の高経年化技術評価書については、先ほど述べた通り、平成30年2月7日に申請しており、
0:03:23	工認、初回申請管理平成25年で、設工認の補正第1回を2021年10月にして、
0:03:31	設工認の補正、第7回を現在2022年12月に予定しておりますので、
0:03:38	この12月の第7回補正の内容を追加評価反映して、
0:03:43	PLM補正申請を、
0:03:46	どう考えており、予定しております。
0:03:49	次のページをご覧ください。
0:03:54	高経年化技術評価の補正概要について、こちらのシートで、主な反映項目とその反映内容について示しております。
0:04:04	一つ目ですけれども、評価対象設備の追加。
0:04:08	に伴う健全性評価。
0:04:11	じゃ、反映内容としましては、高経年化対策実施ガイドに基づき、評価対象設備として、浸水防護施設に属する機器及び構築物、
0:04:22	並びに、常設重大事故等対処設備に属する機器及び構築物を追加し、健全性評価を実施しております。
0:04:32	二つ目ですけれども、基準地震動策定及び設工認の解析モデルを反映した。
0:04:38	耐震安全性評価についてです。
0:04:41	こちらについては、設工認で説明した基準地震動 S_s 及び弾性設計を地震動SDを用いた耐震安全性評価を実施しております。
0:04:51	また、基準地震動 S_s 等の策定に伴う耐震補強工事、
0:04:56	こちらで設工認の解析モデルを反映した耐震安全性評価を実施しております。
0:05:03	続いて、基準津波策定に伴う耐津波安全性評価についてです。
0:05:09	こちらは評価対象設備として追加した浸水防護施設に属する機器及び構築物の耐津波安全性評価を実施しております。
0:05:21	続きまして、重大事故等時の環境条件における健全性評価についてです。こちらは大きく二つありまして一つ目が、重大事故等時の加圧熱衝撃評価についてです。
0:05:34	こちらは設工認で説明した重大事故等時の環境条件が、
0:05:39	設計基準事故時の環境条件に包絡されていることを確認しております。
0:05:44	二つ目ですけど、重大事故等時の耐環境評価についてです。
0:05:49	こちらは評価対象設備として追加した。
0:05:52	常設重大事故等対処設備に属する機器のうち、重大事故等時環境にさらされる機器について、設工認で説明した重大事故等時の環境条件に対する健全性評価を実施しております。
0:06:07	最後に、当初し投資申請以降に新たに獲られた運転経験及び最新知見に関する反映となります。

0:06:16	次のページをご覧ください。
0:06:19	と先ほど述べたタイ耐震安全性評価が、主な部分補正内容となりますのでこの4ページ目からは、
0:06:28	その概要と特徴について説明しております。
0:06:32	一つ目の藪ヤマネですけれども、耐震安全性評価は、耐震安全性に影響する可能性がある経年劣化事象について、評価対象機器構築物の経年劣化を加味して、
0:06:45	耐震重要度分類に応じた地震力を用いた評価を実施しております。
0:06:50	二つ目。
0:06:51	技術技術評価で想定された経年劣化事象のうち、現在発生しているか、または将来にわたって起こることが否定できない事象、
0:07:00	かつ、進路応答特性上、または構造強度上軽微もしくは無視できない事象を抽出し、
0:07:08	保守的に劣化状態を想定した上で、耐震安全性評価を実施しております。
0:07:15	次のページをご覧ください。
0:07:18	この耐震安全性評価にあたっては、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象、
0:07:25	の抽出フロー以下の抽出フローに従い、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を抽出しております。
0:07:33	こちらのフローに従いとフローを流していき、右下に来る耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を抽出しております。
0:07:45	次のページをご覧ください。
0:07:48	先ほどのフローに基づき、抽出された耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果を、
0:07:56	下の表で示しております。
0:07:59	各機器構築物にタイを一番左の列に記載しております、それに対して、耐震安全上効率を考慮する必要のある経年劣化事象を、
0:08:12	こちらのマトリックスのように整理しております。
0:08:16	次のページをご覧ください。
0:08:20	と耐震安全上考慮する必要のある経理、経年劣化事象に対する評価の概要と評価状況です。先ほどのページの、前のページの、
0:08:31	概要をこちらの各事象に対する淘汰評価対象機器、
0:08:36	そして評価概要とその評価状況について示しております。
0:08:42	1番目の例としてご説明いたしますけれども、経年劣化事象、低サイクル疲労に対しては、
0:08:49	当評価対象機器として、ポンプ、容器配管弁、炉内構造物が該当し、これらの評価概要としては、
0:08:59	あと運転実績による。
0:09:01	あと回数を考慮した疲労累積係数と地震時の疲労累積係数の合計値が強調し下回ることを確認しております。

0:09:11	他に、各経年劣化事象についても、対象評価対象機器に対してどのような評価を行っているかをまとめております。
0:09:21	次のページをご覧ください。
0:09:25	こちらのページで、耐震安全性評価に係る評価に関わる評価の特徴。
0:09:30	具体的には耐震条件と、この表、耐震評価書に関するもの。
0:09:35	関するものを説明しております。
0:09:38	進め、一つ目の耐震条件に関しては、設置変更許可を受けた基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動SDをもとに設定した。
0:09:50	設工認と同様の耐震条件である設計条件 1、2、またはそれを上回る設計用条件を適用しております。
0:10:00	ここに記載しております設計条件 12 というものは、
0:10:04	設工認図書補 6-2-1-7 の設計床応答スペクトルの作成方針。
0:10:10	で設定している条件であり、材料物性の不確かさを考慮して設定した設計用震度及び設計用床応答スペクトルを、設計条件 1、
0:10:20	この設計条件 1 に対して余裕のある条件、
0:10:24	と概ね 1.5 を乗じた条件を設計条件 2 としております。
0:10:29	二つ目の矢羽根ですけれども、
0:10:31	耐震条件以外の評価条件、具体的には温度条件、圧力条件、機械荷重、重心位置等に関して、
0:10:39	関しては基礎ボルト等の減肉量を考慮した寸法を除き、すべて設工認と同様の条件としております。
0:10:47	続いて、耐震評価手法についてです。
0:10:51	耐震耐震評価手法の、公益解析、地震応答解析構造強度評価及び動的機能維持評価の手法に関しては、設工認と同様の手法を用いております。
0:11:03	また設計用地震力、荷重の組み合わせ許容限界及び設計用減衰定数に関しても、すべて設工認と同様の条件としております。
0:11:13	次のページをご覧ください。
0:11:17	と耐震安全性評価に関わる評価の特徴で、経年劣化事象に対するものを記載しております。
0:11:24	具体的には配管の腐食、流れ加速型腐食に対する耐震評価手法についてです。
0:11:31	こちらは配管の腐食に対する耐震安全性評価においては、余寿命に応じて、耐震管理厚さの見直し、または配管取りかえ等を行う管理としていることを踏まえ、
0:11:44	耐震管理厚さを用いて評価を実施しております。
0:11:48	この耐震管理厚さというのは、40 年目の想定厚さと公称板厚の 80% の厚さの小さい方を、とか、耐震管理厚さとして設定しております。
0:11:59	以上でご説明を終わります。
0:12:05	規制庁のフジカワで説明ありがとうございました。
0:12:09	今の説明に関して質疑、質問コメント等ありましたらお願いします。

0:12:20	成長のトガサキですけどちょっと全体的な、ちょっと行動を教えてくださいたいんですけど。
0:12:29	まずですねえ。
0:12:31	3 ページのところローなんですけど、
0:12:37	今日、主に 2 ポツ、4 ページ以降で、説明していただいたのは、
0:12:45	4 ページでいうと、
0:12:49	あれじゃ 2 番目ですよ、2 番目のところろろを中心の説明していただいたと思うんですけど、それ以外のところですね。
0:13:00	これは、
0:13:03	昨年 10 月の支社の審査会合でも、説明していただいているんですけど例えば、
0:13:12	3 ページの
0:13:15	ところですよ。ですね。
0:13:17	*1 と *2 というのがあって、
0:13:21	*1 アノタイタイ新城県で *2 は、重大事故等の条件等々で、
0:13:28	それはまだそこら辺の説明は終わってませんかですね。
0:13:32	あとこの 3 ページ 4 ページでも、
0:13:35	この 4 ページの方の耐震のところは未実施ってことなんですけど、今日その説明は、
0:13:42	大体いただいたと思うんですけどそれ以外に、3 ページの、
0:13:48	*1 がついてるところですね。
0:13:51	のところの耐震との関係ですね、がどうなのかとかですね。
0:13:57	そういうちょっと全体的なところの状況ですね。
0:14:03	だからその、
0:14:06	耐震のこの補正が終わってからでない、ないと施工の補正が終わってからは説明できない部分と、もうすでに今までの設工認で、
0:14:18	その説明できる部分ですね。
0:14:20	そこら辺のそのあと、
0:14:22	いつ、いつですね、実際に具体的なヒアリングで説明をしていただいて、審査会合で、実際の審査をしますけど、
0:14:34	それがいつごろにな、だったら対応できるのかっていう、
0:14:39	ちょっと全体像をちょっと教えてくださいたいとも思うんですけど。
0:14:47	各電力の神原です。今のご質問に対して、一つ目のどこどこまで終わっているか、設工認の反映ができているところはどこまでなのか。
0:14:58	ところですよけれども、例えば、あと配管の評価であれば、複数配管の系統ごとに評価しているんですけども、ある系統はもう設工認の
0:15:10	反映してもモデル化もできていて、終わっているものもあります。ただ他のモデルに関しては、まだ江藤通行人側で審査をしているようなものに関しては、

0:15:22	まだ終わってないとかまだ設工認がある終わってバツカーっていうものに関しては、まだまだ結果が出て、結局、現時点では結果がまだないというような、
0:15:32	そういうふうな状況です。で、二つ目のご質問、ご質問の、それがいつになったら、できるのかというご質問だと思うんですけども、
0:15:42	それに関しては、今、予定しておりますのは、
0:15:46	22年の12月に設工認側のと、第7回補正を使用するんですけども、
0:15:52	その12ヶ月後には、PLMの補正書の方も、でき上がっていると、というような予定を考えております。
0:16:01	以上です。
0:16:03	規制庁の所ササキですですね今のご説明は、
0:16:08	今回の資料の3、3ページの先ほどの説明した表の
0:16:15	2番目のと、宇治状況をご説明されていると思うんですけど、それ以外のところですね。
0:16:22	それについての状況は、まだその設工認が残っ残っているのか、今までの設工認の補正で、もう固まっているのか。
0:16:33	そこら辺をもう合わせて説明してもらいたいんですけど。
0:16:38	はい。中国、
0:16:40	はい。中国電力の神原です。東京の資料の3ページ目に主な反映項目ありますけれども、あと2番目は先ほどの耐震の話で状況ご理解いただいた通りで、
0:16:52	それ以外の項目について、例えば4番目のSA時の環境条件における健全性評価であれば、SAの
0:17:01	これが島根のSA施設ですっていうのが、概ね今固まってきているんですけども、それを設工認側で固まってきてるんですけども、それを今、PMの評価書側に、
0:17:11	こう取り入れているというような状況です。なので、すべてもう取り入れ済みなのかっていうと、まだ取り入れ作業をしているような状況です。
0:17:21	以上です。
0:17:22	規制庁のトガサキですけど、まず、今、だから
0:17:27	何でこれだけ時間かかってるかっていうと、設工認の
0:17:33	あれですね反映が必要なので、その際設工認がまだ固まってないからっていうのがあったと思うんですけど。
0:17:41	昨年10月のご説明では、2種類あって一つが基準地震動に関するもので、もう一つは重大事故等に関するものだったっていう、
0:17:53	ご説明だったと思うんですけど、基準地震動に関するものはさ、先ほどのご説明で、12月に最後の補正で、1ヶ月後に、
0:18:04	PLMの補正というお話があったんですけど、それ以外の特に重大事故のところについては、もう設工認の方は、

0:18:14	もう補正はもう出て、その内容はもう固まっていると考えてよろしいんですか。
0:18:22	はい。中国電力の神原です。あとSsIIIに関してはその設工認側ではもう、ほぼもうできているというふうに認識しています。で、
0:18:32	ただ、PLM補正書の方に、今、反映作業ということは今実施中です。
0:18:39	以上です。
0:18:43	それで、
0:18:44	具体的な内容のご説明というのは、その補正、補正後に考えられてるんですか、それとももう、例えば
0:18:56	重大事故
0:18:57	でも設工認が大体固まっているものであれば、その内容については、補正前でもご説明はいただけると思うんですけど、そのタイミング
0:19:08	あとその耐震についても、最後の補正だけではなくて、それまでの補正でもう、もう申請されている部分もあると思うんですけど、
0:19:19	かもし内容が固まってあるのであれば、その部分を、補正の前に状況説明というのは可能ではないかと思うんですけど。
0:19:30	その補正後に全部、その重大事故とかも含めて全部説明されようとしているのか、それとももう固まったところから、
0:19:40	順番に説明を進めるつもりなのかっていうのを教えてもらいたいんですけど。
0:19:50	ですね、補正申請としましては、
0:19:56	耐震含め、一括して1度で補正申請をして、
0:20:02	その申請後から説明を進めることで考えておりましたが、
0:20:08	今のお話ではもうできるところは、その補正申請前に、
0:20:13	説明をできるものは進めればいいんじゃないかというご質問趣旨のご質問でしょうか。
0:20:22	規制庁の戸崎アノですね。
0:20:26	補正受けてから全部ですねヒアリングするってのが本来はそういう形であるべきだと思うんですけど、やっぱりかなりですねそこからスタートだと。
0:20:37	かなりまた、審査がですね時間がかかると思うんですけど、
0:20:42	別にそれでよろしければ、そういう対応も可能なんですけど、前から申し上げてたのは、そういう、もうどんどん固まったところがあるのであれば、そういう内容とかっていうのは、
0:20:56	ちょっとどういうまだ補正で固まってない、ない状態でお話を聞くっていうことになると思うので、その位置付けについては、ちょっと整理は必要だと思うんですけど。
0:21:09	こんな内容になりますよっていう話をですね、聞いてもいいんじゃないかなと思ってました。
0:21:29	中国電力の神原です。位置付けは今ご相談ということであればできると思います。で、具体的にどういうふうな形になるかという、例えば、

0:21:40	当ポンプの評価であれば、このポンプの評価はまだご結果誤報みたいな、その値がまだない状態で、
0:21:50	ていような資料、2万7、今の段階ではなってしまうものの中にはあるんですけども、それでもこう、どういう評価書になるのかっていうのはわかご説明できると思いますので、
0:22:01	できるかできないかと言えば、けどできると思います。
0:22:09	中国電力の盛田です。
0:22:11	今神原が申しました通り、できるものは幾つか歯抜け状態でもあろうかと思ってます。
0:22:20	あと、
0:22:21	物流の耐震評価の方なんですけども、基本的には本体側の設工認と同じ手法でやってるものなので、
0:22:32	物量あれど、評価手法が、
0:22:36	同じですので、
0:22:37	さほど説明に時間を時間かかるようなものではないと考えてはいます。
0:22:48	全体のちょっとお考えは、大体わかりましたので、
0:22:54	ちょっとなど、どういう形かっていうのは例えば設工認で、今だから、高経年化の申請されていて、
0:23:04	設工認で、か固まったところがありますよね。どちらももう公開されてる場情報なんで、例えばその重大事故であれば、どういうところが設工認で変わりましたっていうですね、
0:23:19	それをどういうふうに反映させるつもりですかですね、そこまで聞くことは可能だと思うんですね。
0:23:29	で、実際にこのアは反映するのは、補正、補正で反映されるので、その反映の結果が妥当かどうかっていうのは、ほぼ補正後でないと。
0:23:39	審査は難しいと思うんですけど、
0:23:42	モードどこオカ、どこが差分でどこどこが買えますとかですね、これをどういうふうに反映させようとしてるかっていう、
0:23:50	というところの御説明までは、
0:23:54	伺えるのではないかなというふうに思ってます。だ、耐震についても多分、今おっしゃってたような、もう設工認と同じところと、
0:24:04	変わるところというのがちょっとあると思うので、
0:24:07	そういうところを聞いて、聞かっていうですね、変わるところについて具体的にどうやって変わるのかっていうのは、それは補正後になると思うんですけど、
0:24:17	そそういう、できるだけもう決まってるのであればもう書かない、時間を立てるので、決まったところから、
0:24:27	大体方針とかをうかがうお伺いするってのはできるんじゃないかと思ってます。ちょっと
0:24:33	耐震について特に我々ちょっと時間はそんなにかかれないとおっしゃってたんですけど、我々の方はちょっと我々の見る点とかもあるので、

0:24:44	ちょっと時間がかかるんじゃないかっていう懸念もあったんで、
0:24:48	ちょっとそ、そこら辺、あれですね
0:24:52	ご意見とかあったらちょっと言ってもらいたいと思うんですけど。
0:25:03	えっと、規制庁の平子です。
0:25:07	耐震
0:25:08	いきましては、
0:25:12	もう、
0:25:14	三、四年前ぐらいに、
0:25:16	申請
0:25:21	そこから、
0:25:22	既工認に対してどういうふうに変わっていく。
0:25:27	その説明がかなり必要になってくる
0:25:33	それはだって、
0:25:35	この
0:25:36	PLMの補正に関してはそこから補正されるんですよね。
0:25:42	なので、その説明は絶対に必要だと考えております
0:25:48	で、
0:25:49	それが今この内容で、すべて足りているのかっていうところ、ちょっと私にはまだ、はい。
0:26:01	で、
0:26:03	ちょっと細かい、
0:26:05	コメントになるかもしれないんですけども、この
0:26:10	補正概要、ここの、
0:26:12	この補正運用って言って、
0:26:18	これは、
0:26:21	一番最初の
0:26:24	修正したところ、
0:26:28	中国電力盛田です。申請、高経年化技術評価側の、
0:26:34	申請時点からの補正概要を、
0:26:37	のことでございます。
0:26:42	なし。
0:26:48	どこから
0:26:51	ちょっとは
0:26:57	中国電力の神原です。今、どこからかは今盛田の方からナベタ通り申請時からです、今のご質問になっちゃった津波は何も触れてないじゃないかなっていうご質問に対しては、
0:27:10	3 ページ目に記載している通り、対津波であれば、評価対象設備が追加になったのみですので、
0:27:18	と。

0:27:24	追加になって機器と構築物の評価を追加をし、補正しているようなものになります。
0:27:33	耐震の最初のご質問の耐震について、当初申請からどこが変わったの かっていうところであれに関しては、
0:27:44	当初の申請の時には、パワーポイントで言う、
0:27:48	当ページ 8 ページ目にちょっと記載しておりますけれども、当時は設計 を条件 1、2 とかっていうそういう
0:27:57	設計条件というのは設定していなかったんですけども、
0:28:01	あと、設工認側で、こういった設計条件を設定しますというご説明をさ していただいて、それと同じ条件で、このPLMの評価をしていると。
0:28:14	いうものになります。以上です。
0:28:16	中国電力盛田です。なんで今日高さん言われたのは、
0:28:20	本体側の設工認で今、審査を経て、こうだからPLMこうしますというより も、本体側の方で、耐震評価についてこういう編成、
0:28:33	当初申請から、審査
0:28:37	の過程で、最終的にはこういうふうになったので、PLMの評価の方 も、当初申請からこのように
0:28:45	という
0:28:53	テーマ 3 年の、
0:29:59	この
0:30:28	辺もまた別。
0:30:30	については、
0:30:38	家庭なり、
0:30:40	中国電力のカンバラですと補正内容に関しては補正する評価書の方 に、津波の内容も、補正されたものがありますので、その補正、評価書 の方でご説明を考えていました。
0:30:54	以上です。
0:31:01	規制庁の鈴木です。
0:31:03	えっとですね今まさにその申請版からの変更という目でずっと私見てた んですけども、
0:31:09	最初の申請版の評価表を受けて、大いにアノ気になったのが、従来な らば耐震BクラスのをCクラスに御社の事情で判断で一旦され、
0:31:21	一部追加で設工認でそれが揺り戻しがあって、元に戻ったっていうの は、
0:31:26	私も承知してるんですが、そうする
0:31:28	と新評価書の応力引きなんか出るところも、もしCからBに戻すと、数 字が変わるところ多々あって、そういう、
0:31:37	私は生田が書いてあるんですが、耐震クラスの、
0:31:40	再評価っていうか、
0:31:43	文言はともかくその話がここに全然出てないのは、耐震評価に関わ る今日の資料としては非常に論点、重要な論点が欠けると。

0:31:54	そのことについてはちゃんとこういう資料であっても明記していただきたい。
0:32:00	それが、
0:32:03	話出てましたけど、対津波評価、浸水防護施設の耐震評価に関しては、項目としては挙がってるんですが、例えばその該当のものがあるかどうかわかりませんが、
0:32:14	その申請文書っていうのは、波力とか、
0:32:17	波の影響を受けて、
0:32:19	例えば教育でも何でもいいんですけども、その評価対象になるのがあるのかどうか耐津波評価そのものですね。
0:32:28	耐震評価ではなくて真髓部門施設の耐津波評価について、有馬氏を含めて、
0:32:34	実際ここに
0:32:36	項目として上がってないのもちよっと、
0:32:39	足りないんじゃないかなというふうに私は思います。
0:32:47	中国電力のカンバラですというようなご質問の、一つ目の、
0:32:53	もともと建設時の耐震クラスBからCにして、それを設工認の形、
0:32:58	でもやはりやっぱりCからBに戻したと、そこはPLMをどう、同じですので、今ご指摘いただいた通りそこもきちんとここに書くべきでした失礼しました。
0:33:09	ただ、衛藤内容としては
0:33:12	施設購入と同じ条件ですので、設工認でCからBに戻している者たちはすべて、PLM側もCからBに戻して評価していますので、先ほどおっしゃった効力の評価のところ、
0:33:25	というのも数字が変わっていきます。
0:33:27	そちらはこちらに記載していなかったことは申し訳ありませんでした。合計をつけます。で、二つ目の対津波評価についてご回答します。
0:33:39	中国電力の石田です。二つ目の基準津波策定に伴う辰己安全性評価についてですが、こちらの、
0:33:49	パワーポイントにはですね詳細は記載できておりませんが、3 ページで、
0:33:54	TITAN安全性評価は、
0:33:57	やっていることを示しております、中身について記載できておりませんが、
0:34:02	波力を考慮した評価をする設備、防波壁ですとか、取水槽水位計のガイド部分だとかは、そういったものがありますので、はい今後しっかり説明させていただきたいと思い
0:34:14	以上です。
0:34:26	今、今後説明されるっていうのは、こういう資料についてもう少し記載を充実するという意味ですかそれとも別途今後のヒアリング等でっていう意味ですか。

0:34:38	中国電力の神原です。あと、ここのパワーポイントのような形ではなくて先ほどもご指摘いただいたように、歩数初回から補正がどこがどういふふうに変ったかっていうのを、
0:34:51	ご説明するためには、初回申請のこのページの、これが今回補正ではこういうふうに変わりましたっていう変更履歴とか表みたいな形での変更点リストとか設工認でも、
0:35:03	ご説明さしていただいていると思うんですけど、それと同じような形が一番整理しやすいしご説明もしやすいと思いますので、そういった変更点リストで、
0:35:14	江藤、どこが変わったのかっていうのをご説明したいと考えております。以上です。
0:35:24	規制庁続け、わかりました。
0:35:38	そうしますとですからこれ今日ヒアリングで、この状況はお伺いしたんですけど多分こここれだけだと、まだですね、我々、どんなですね今状況にあってどんな
0:35:52	ことを、補正で考えられてるのかっていうのは、わからない状態になりますので、今後なんですけど、
0:36:03	こういう紙資料をちょっと充実させていただいたさしていただいて、
0:36:09	特に 3、3 ページのところ、
0:36:13	今日ご具体的にご説明がなかった部分ですね、それについて、どういう状況なのかとかですね。
0:36:22	あとどういう対応を考えられてるのかっていうのと、
0:36:25	あと、今日の耐震のところでも、先ほど出たようなところを追加してもらって、
0:36:36	そそれで、あとは
0:36:40	事業者の考えによると思うんですけど、補正、補正をしてから、もう全部詳細説明しますっていうのもいいんですけど、
0:36:51	もし、その前から、現状とかですね、どういうところに変更がありそうだったということをご説明したいというのであれば、
0:37:02	そこら辺を具体的にどうされるかっていうのは事業者さんの方で考えていただいて結構だと思いますので、
0:37:12	少なくともちょっと今日の資料だけだとちょっと
0:37:16	2 ポツの 2 ポツっていうのは地震のところ、基準地震動の説明しかないので、
0:37:23	もうちょっとここら辺は、
0:37:25	今後どうするかっていうのはちょっと考えてもらった方がいいと思います。
0:37:31	中国電力盛田です。
0:37:34	はい。詳細説明、いつから始めるかについては、少し持ち帰って検討させていただきたいと思いますが、
0:37:42	補正内容の詳細もう少し見える形で、どのようなものがあるのか、資料の充実に加えて、先ほどカンバラの方が変更点リストという、

0:37:52	話もしましたが、もう少し内容が見えるものを工夫して作成してですね、別途説明させていただきたいと思い、思います。
0:38:01	以上です。
0:38:06	規制庁フジカワです規制庁側から何かほかありますか。
0:38:11	中国電力さんから何か。
0:38:15	特にございません。
0:38:17	はい、どうぞ。
0:38:18	都築さん。
0:38:24	最近の他プラントのBWRのですね、ヒアリング等を通じてちょっと
0:38:29	同様なこういう概要版の資料を拝見する機会もあったりして、
0:38:34	電話の切り換え、
0:38:37	の資料のですね。
0:38:43	お1人表のようなものがありますよね。
0:38:46	縦に機器構造物横2、
0:38:51	でここで商社を緑色ありとか、緑色Wallinところが、
0:38:55	横バーなんですよね。
0:38:57	そうずっと何でこの項目出てきてんの。
0:39:00	例えば消費者状況うれしかった60個だから、あえてここに出したけども、結果的に何もなかったっていう。
0:39:08	或いはじゃあ俺記者これはその他事象だけでも、どういう理由でここに挙げてるのかと。そうずっと
0:39:15	他プラントの例からいきますと横バーだけけど経緯があつて横ばいになつたっていうのも中にはあるんですよね。そういうのはここに
0:39:22	二重丸とかで書けないんで、
0:39:25	そこに、
0:39:26	リスクを打ってですね、下の方にこういう理由で、
0:39:29	項目とし、
0:39:30	一応検討したけど、
0:39:31	こういうレーン、
0:39:33	横ばいになりましたよっていう、簡単でいいんですけども、
0:39:36	ここにあるところの、
0:39:38	表もですね、全体像の何ゆえにこれがこうなってるかっていう
0:39:42	の理解が深まるかなというふうに思う次第です。
0:39:50	中国電力の神原です。今ご指摘いただいた内容、意図は十分理解いたしましたので次このキクチの資料を充実させるときに、反映させていただきたいと思います。以上です。
0:40:06	はい。他に何もなければ、
0:40:09	したいと思います。大丈夫ですか。
0:40:13	はい。

0:40:14

では本日のヒアリングこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
どうもありがとうございます。